

平成 26 年度 事業報告書

自 平成 26 年 4 月 1 日

至 平成 27 年 3 月 31 日

一般社団法人 東京都警備業協会

はじめに	1
I 啓発普及活動事業	2
1 広報・啓もう活動	2
(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行	2
(2) 東警協ウェブサイト	2
2 犯罪抑止活動等補助	3
(1) 各種被害防止のためのグッズ等の作成、配布	3
(2) 安全・安心まちづくり協議会への参加	3
(3) 東京万引き防止官民合同会議への参加	3
(4) 子どもを守るネットルール TOKYO キャンペーンに協力	3
II 育成事業	3
1 教育研修会	4
(1) 教育幹部合宿研修会	4
(2) 教育幹部研修会	4
(3) 施設警備業務中堅幹部研修会	4
(4) 交通誘導警備業務指導者研修会	4
(5) 機械・輸送警備業務合同教育幹部研修会	5
(6) 各地区の研修会	5
2 警備員教育	5
(1) 現任教育	5
(2) 予備講習	5
3 新任教育(職業訓練認定校)	5
4 公安委員会講習	6
(1) 警備員指導教育責任者新規取得講習	6
(2) 警備員指導教育責任者追加取得講習	6
(3) 機械警備業務管理者講習	6
(4) 現任指導教育責任者講習(定期講習)	6
5 特別講習	6
III 調査研究指導事業	7
1 調査研究	7
(1) 犯罪抑止対策の検討	8
(2) 相談等の受理	8
(3) 事件・事故事例等から問題点等の対応	8
(4) オリンピック等への対応	8
(5) 大規模災害等発生時の対応等の研究	8
2 適正業務指導	8
(1) 警備員指導教育責任者研修会	8
(2) 施設警備業務経営者等研修会	9

(3) 交通誘導警備業務経営者等研修会.....	9
(4) 機械警備業務管理者研修会.....	9
(5) 輸送警備業務管理者研修会.....	9
3 「オリンピック等警備業務準備委員会」の立上げ及び調査研究.....	9
(1) 「オリンピック等警備業務準備委員会」の立上げ.....	10
(2) オリンピック等警備業務に係る諸準備.....	10
(3) 分科会の設置と組織委員会への要員の派遣.....	10
IV 災害対策支援事業.....	10
1 環境構築.....	10
2 研修会・訓練等の実施.....	10
(1) 登録警備員災害対策訓練.....	10
(2) 東京都合同総合防災訓練.....	11
(3) 電話連絡網招集伝達訓練.....	11
(4) 警視庁災害警備総合訓練の視察.....	11
V 表彰等事業.....	11
1 検定合格率等向上推進対策.....	11
2 功労者に対する表彰事業.....	12
(1) 優良警備員表彰.....	12
(2) 警備員教育功労者等表彰.....	12
(3) その他の表彰.....	12
3 労務関係.....	12
(1) 業務適正化推進大会～リスクセミナー2015（労働安全衛生大会）.....	12
(2) 適正業務研修会（施設警備業務労務管理者研修会）.....	13
(3) 適正業務研修会（交通警備業務労務単価実務者等研修会）.....	13
(4) 警備料金適正化ワーキンググループの活動.....	13
4 東京しごと財団との協働事業.....	13
5 その他、会員に限定する活動.....	13
(1) 業務別報告会.....	13
(2) 地区別報告会.....	14
(3) 上級救命講習.....	14
(4) 暴力団等反社会的勢力の排除活動.....	14
(5) 適正業務パトロール（交通警備業務）.....	15
(6) 警視庁との意見交換会（交通警備業務）.....	15
VI 書籍等販売事業.....	15

はじめに

平成 26 年度は、東警協事務局がフロア移転して、拡充した環境の中で業務を開始する年となった。振り返ってみると、改正警備業法の施行（平成 17 年 11 月 21 日）に伴い、特例措置講習のほか、新規取得講習などを円滑に実施していくため、それまでの研修施設では対応に支障を来したことや、狭隘であった事務局施設の拡充などを目的として、ここ東上野に所在する栗橋ビルに事務所を移転して業務を開始したのは、平成 18 年 10 月 2 日のことであった。それから 8 年を経過したが、当時は 5 階に事務局、4 階に研修センターを設置して業務を開始し、その間、平成 22 年 1 月からは 8 階のテナントが転出したことを契機にこれを借り受けて増床し、「研修センターふじの」で年間 84 日間行っていた特別講習の一部（施設警備と雑踏警備）を東警協研修センターで行うこととした。しかし、平成 23 年の東日本大震災を契機として、ビルの耐震化診断が行われたことを受け、3 階のテナントが転出し 2 階も空いていたことからこれらを借り受け、事務局を 2 階へ移転し、3 階、4 階を研修センターとして運用することとし、平成 26 年 9 月 1 日から業務を開始した。これにより延べ床面積は 384 坪と約 2 割の増床となったうえ、ゆとりを持った事務局運営ができるようになり、他のテナントに対する騒音、振動等の問題も回避されることになった。

社会的には、平成 15 年から続いていた刑法犯認知件数が 12 年連続で減少し、数値の上では安全な社会の実現に近づいた年でもあったが、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害が依然として多発し、ストーカー・DV の増加や危険ドラッグによる事件・事故、少年による殺人事件の発生などに加え、国際的には IS（イスラミック・ステート）によるテロ事件が多発した。また、「平成 26 年 8 月豪雨」による土砂崩れ被害や、「御嶽山噴火」による未曾有の火山事故の発生など、社会的に不安材料が増加した年でもあった。

そのような情勢の中、我が東警協においては、検定合格警備員を輩出するための特別講習をはじめ、公安委員会から委託された指導教育責任者講習、各社の委託を受けて新任教育、現任教育などの育成事業や各種研修会の実施による適正業務指導を中心に業務推進してきた。平成 26 年度は特に、社会保険未加入問題の解消に端を発した警備料金適正化に向けた標準見積書の作成と、その実用化を目指して他団体に対する働きかけを行ってきたが、その集大成として小冊子を作成し、会員各社へ配布することとした。また、オリンピック等警備業務準備委員会を発足させて、来るべき 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた、諸準備を進めている。また、安倍政権では、女性の登用を成長戦略の中核と位置付けているところから、女性警備員の職域の拡大を進め、昨今問題とされている警備員不足解消の一助とすることなど必要な検討を進めるため、女性経営者グループの設立を決めて昨年末から準備会議を重ねているが、新年度から発足することが正式に決まった。

また、警視庁、(公財) 東京防犯協会連合会からの要請を受けて、ひたたくり対

策保護カバー、万引き防止・振り込め詐欺防止クリアファイル、少年非行防止キャンペーン用ウェットティッシュなどの製作、配布を行ったほか、当協会オリジナルグッズとして、ひったくり防止機能付きエコバック、マルチカバーなどを製作、配布するとともに、その販売も行うこととした。

平成 26 年度の事業の推進結果については、下記のとおりである。

I 啓発普及活動事業

(定款上の事業～第 4 条第 1 号「犯罪等の防止に関する啓発普及事業」、第 9 号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

当協会の主要な活動事業は犯罪等の防止に関する啓発普及事業であるが、会員各社に対しては機関誌やホームページを通じて情報提供などする一方、一般向けにも防犯グッズの作成配布や、警視庁と連携したキャンペーン活動に参加することで啓発普及活動の一翼を担っている。

1 広報・啓もう活動

(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行

機関誌「とうけいきょう」に、「社会保険未加入問題アンケートの結果」「自力で切り開く社会保険未加入問題」などの、社会保険未加入問題に端を発した警備料金適正化へ向けた取り組み情報、「労働者保護の考え方と東京五輪における警備のポイント」「安全意識を徹底させ労災事故の根絶を誓う」などの労働災害対策情報、「首都直下地震・新被害想定と減災対策」などの地震等災害対策情報、「平成 25 年・東京の犯罪情勢」「都内・全国の警備業の実態」など、警備業に直結する情報の提供に努めたほか、「オリンピック等警備業務準備委員会だより」として会議や活動内容の紹介を行った。また、「協会だより」のコーナーで各委員会、各警備業務グループ等の活動状況をそれぞれ紹介した。

(2) 東警協ウェブサイト

東警協のウェブサイトのうち会員専用ページには、「不特定多数が集まる場所で実施している警備業務警戒強化のお願い」「個人情報保護に関する事業者等の義務について(要請)」など、警視庁からの協力要請を掲載したほか、「複数同時申請手続きの場合の添付書類の取り扱いについて」「東京都公安委員会が交付する警備員検定合格証明書の材質の変更について」等の情報提供を行った。また、「警備料金適正化ワーキンググループからのお知らせ」「標準見積書の活用について」等の警備料金適正化、「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について」「熱中症予防対策について」等の労働災害対策などについて情報の提供も行った。

また、一般閲覧用掲示板には各種講習等の実施予定のほか「加盟企業検索」「書籍等取扱商品」「警備業関連参考資料」などを掲載した。

2 犯罪抑止活動等補助

(1) 各種被害防止のためのグッズ等の作成、配布

警視庁生活安全総務課、(公財)東京防犯協会連合会からの要請を受け、「平成 26 年全国地域安全運動」に合わせてひったくり対策自転車カゴ保護カバー“くるみちゃん” 15,000 個、万引き防止クリアファイル 34,100 個、振り込め詐欺被害防止クリアファイル 34,100 個、プチ LED ライトキーホルダー30,000 個を作成し、各警察署防犯協会へ配布した。

また、少年の非行防止キャンペーン向けにウェットティッシュ 33,000 個を作成、配布したほか、東警協オリジナルグッズとしてひったくり防止機能付き自転車カゴ用エコバック 10,000 個、マルチカバー10,000 個、リール付 ID パスケース 10,000 個を追加作成して犯罪抑止活動事業をアピールした。

(2) 安全・安心まちづくり協議会への参加

東京都では安全・安心まちづくり協議会を立ち上げ、「世界一安全・安心な首都東京」の実現に総力を挙げて取り組んでおり、身近な犯罪対策の推進、公共空間の安全対策、子供の安全確保の推進、暴力団排除対策の推進等、地域の体感治安の改善に向けた事業を推進していることから、当協会もこれに参加し、東京都、警視庁と連携を取りながら支援事業を推進した。

(3) 東京万引き防止官民合同会議への参加

都内の刑法犯認知件数が大幅に減少を続けている中で、万引き被害がその比率を増加している状況を受け、東京都と警視庁は関係団体とともに万引き防止官民合同会議を開催しているが、当協会もこれに参画し、会員各社から要員を募ってキャンペーンに参加するなどして協力している。

(4) 子どもを守るネットルール TOKYO キャンペーンに協力

インターネットやスマートフォンの普及が進む中、子供たちがネット犯罪に巻き込まれることを防止しようと、警視庁が実施した「子どもを守るネットルール TOKYO キャンペーン」に参加して、啓蒙グッズを配布しながら被害防止を呼び掛ける活動に協力した。

II 育成事業

(定款上の事業～定款第 4 条第 3 号「警備業務の専門的知識、能力を持った人材の育成に関する事業」、第 9 号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

警備業務を適正に行うようにするため、警備業務に関する知識及び能力の向上に不断の努力を重ねることは、警備業者及び警備員がその社会的使命を果たしていくための義務であり、警備業が健全に発達するための要諦であるといえる。このため警備員はもとより、各社の経営者、教育幹部等を対象にした研修会等を充実強化して、次のとおり各種教育事業を展開した。

1 教育研修会

警備員の専門的な知識及び能力の向上を図るため、受講対象者を警備業務別、担当者別に分類し、次の研修会を実施した。

(1) 教育幹部合宿研修会

教育幹部合宿研修会については、例年 2 泊 3 日の日程で実施していたが、各社の業務負担を勘案して 1 泊 2 日に変更し、10 月 7 日～8 日に「研修センターふじの」で実施した。実技訓練として AED 操作要領、三角巾訓練のほか、交通誘導、二次災害防止、大旗による規制、雑踏警備、負傷者の搬送要領、警戒杖の操作要領などを習得した。グループディスカッションでは「警備業の将来について」と題して、2020 東京オリンピックを見据えた警備業のイメージアップ戦略をテーマに討論が行われ、グループ毎にその結果発表が行われた。参加者からは、実技訓練は、基本に立ち返ることができて良かった。グループディスカッションの課題に班全員で集中できた。限られた時間内でのカリキュラムとしてはよかったと思う。などの意見が寄せられた。(参加者 49 名)

(2) 教育幹部研修会

年度中 2 回の教育幹部研修会を実施した。1 回目は、6 月 17 日に指導教育責任者等を対象にして、医学博士金子多香子氏を講師に招き「他人事ではない明日職場で起こる心の病への対応」と題して躁うつ病対策についての講演を聴講した。(受講者 120 名)

2 回目は、11 月 14 日に各社の経営者および経営に携わる会社幹部を受講対象として特定社会保険労務士岩田貴信氏を講師に招き「新たな労働者保護の仕組みを知る」と題して労働法（派遣法・労働契約法・高年齢法）改正による影響と対策についての講演を聴講し、続けて警視庁オリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部総合対策官佐藤義亮氏を講師に招き「2020 Tokyo に向けて」と題する講演を聴講した。(受講者 120 名)

(3) 施設警備業務中堅幹部研修会

主として、施設警備業務を営む各社の教育幹部を対象に、検定受検者の指導に生かすことを目的とする研修会を 2 回実施した。

1 回目は、6 月 4 日に実施され特別講習の講師による関係法令等の解説から始まり、出入管理要領、負傷者の搬送、自動火災警報器の操作、警戒杖の操作、巡回実施要領、警察への通報要領などの実技訓練が行われた。(受講者 73 名)

2 回目は、11 月 18 日に実施され、関係法令等の解説に続き、出入管理要領、負傷者の搬送、自動火災警報設備の操作、警戒杖の操作、巡回実施の基本要領、警察への通報要領などの実技訓練が行われた。(受講者 71 名)

(4) 交通誘導警備業務指導者研修会

主として、交通誘導警備業務を営む各社の教育幹部を対象に、交通誘導警備業務 2 級検定の合格率アップを目的に実施する研修会で、7 月 2 日に実施し、基本教練の指導、徒手による護身術、負傷者の搬送要領、後進誘導要領などの実技訓

練が行われた。

(受講者 54 名)

(5) 機械・輸送警備業務合同教育幹部研修会

主として、機械・輸送警備業務を営む各社の教育幹部を対象に、教育幹部としての資質及び能力の向上を図るために実施する研修会で、11月7日に実施し、警視庁生活安全総務課岩下係長による「警備業の現況と課題」、警視庁組織犯罪対策第五課長沼講師による「危険ドラッグの現状等」と題する講演を聴講した。

(受講者 95 名)

(6) 各地区の研修会

各地区においても、警視庁、東京労働局などの担当官や、中小企業診断士、民間講師などを招請して、労働保障等について（中央地区）、災害発生時の連携体制について（南西地区）、警備会社における情報セキュリティについて（新宿地区）、社会保険未加入問題について（北西地区）、リスクを薬にする知恵について（北東地区）、BCPの策定について（多摩地区）などの講演を主体とした研修会を実施した。

2 警備員教育

警備業法第21条第2項に基づき警備員に対する教育を行い、警備業を活用した「犯罪等に強い社会の構築」に必要な、個々の警備員の専門的な知識、能力の向上を図った。

(1) 現任教育

教育期ごとの現任教育（基本教育、業務別教育・1日）

52回（1回1日） 4,171名（会員3,803名、非会員368名）

(2) 予備講習

特別講習の受講前に行う事前講習（基本教育、業務別教育、1日及び2日間）

・ 施設1級	4回（1回 2日間）	335名
・ 施設2級	12回（1回 2日間）	1,054名
・ 交通2級	13回（1回 2日間）	1,147名
・ 雑踏1級	1回（1回 2日間）	82名
・ 雑踏2級	6回（1回 2日間）	517名
・ 貴重品1級	1回（1回 2日間）	38名
・ 貴重品2級	4回（1回 1日間）	198名
	合計41回	3,371名

3 新任教育（職業訓練認定校）

警備業法第21条第2項に定められている新任教育

12回（延べ 48日間） 受講人員 755名（会員 637名、非会員 118名）

4 公安委員会講習

東京都公安委員会から委託された、警備業法第 22 条の規定に基づく資格取得のための警備員指導教育責任者講習及び同法第 42 条に基づく資格取得のための機械警備業務管理者講習を東警協研修センターで実施したほか、各営業所で選任されている警備員指導教育責任者を対象とした現任指導教育責任者講習を東食健保会館及び東警協研修センターで次のとおり実施した。

(1) 警備員指導教育責任者新規取得講習

- ・ 1号警備業務 (7日間) 4回 489名 (合格率 78.4%)
 - ・ 2号警備業務 (6日間) 2回 147名 (合格率 88.9%)
 - ・ 3号警備業務 (6日間) 2回 63名 (合格率 92.5%)
 - ・ 4号警備業務 (5日間) 1回 14名 (合格率 100.0%)
- 《合計 9回 713名》

(2) 警備員指導教育責任者追加取得講習

- ・ 1号警備業務 (4日間) 4回 104名 (合格率 80.5%)
 - ・ 2号警備業務 (3日間) 2回 62名 (合格率 98.8%)
 - ・ 3号警備業務 (3日間) 2回 10名 (合格率 100.0%)
 - ・ 4号警備業務 (2日間) 1回 41名 (合格率 100.0%)
- 《合計 9回 217名》

(3) 機械警備業務管理者講習

4日間 3回 114名 (合格率 57.0%)

(4) 現任指導教育責任者講習(定期講習)

- ・ 1号警備業務 (1日) 3回 624名 (東食健保会館)
 - ・ 2号警備業務 (1日) 2回 414名 (東食健保会館)
 - ・ 3号警備業務 (1日) 1回 84名 (東警協研修センター)
 - ・ 4号警備業務 (1日) 1回 82名 (東警協研修センター)
- 《合計 7回 1,204名》

5 特別講習

(一社) 警備員特別講習事業センターから委託された「警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第17条の基準に適合する講習会(以下「特別講習」という。)を「研修センターふじの」及び「東警協研修センター」で次のとおり実施した。

- ・ 施設警備業務1級 3回
 - 本講習 217名 (合格率 54.8%)
 - 再講習 143名 (合格率 50.3%)
- ・ 施設警備業務2級 12回
 - 本講習 934名 (合格率 68.4%)
 - 再講習 187名 (合格率 63.6%)

・ 交通誘導警備業務 2 級	13 回	
	本講習	1,000 名 (合格率 60.2%)
	再講習	284 名 (合格率 44.4%)
・ 雑踏警備業務 1 級	1 回	
	本講習	80 名 (合格率 77.5%)
	再講習	11 名 (合格率 45.5%)
・ 雑踏警備業務 2 級	6 回	
	本講習	456 名 (合格率 70.0%)
	再講習	97 名 (合格率 81.4%)
・ 貴重品運搬警備業務 1 級	1 回	
	本講習	68 名 (合格率 63.2%)
	再講習	23 名 (合格率 52.2%)
・ 貴重品運搬警備業務 2 級	4 回	
	本講習	317 名 (合格率 59.6%)
	再講習	106 名 (合格率 54.7%)
	合計 40 回	3,923 名
	本講習	3,072 名
	再講習	851 名

このうち、施設警備業務 2 級特別講習及び雑踏警備業務 2 級特別講習は「東警協研修センター」で実施した。

Ⅲ 調査研究指導事業

（定款上の事業～定款第 4 条第 1 項第 2 号「犯罪等に強い社会の構築に必要な調査研究に関する事業」、第 5 号「警備業務の適正な運営の確保を図る事業」、第 7 号「警備業務の環境向上に関する事業」、第 9 号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」）

犯罪の発生状況や大災害発生時に予想される被災状況等を想定し、各種対策を研究して活用する方策の策定に努めたほか、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことから、これを受けて警備業務の実施の適正を図るため、当協会内に「オリンピック等警備業務準備委員会」を立ち上げ、情報収集とその対応について調査研究を進めた。また、警備業法をはじめ、関係法令の周知に努め、警備業を取り巻く現状の課題と改善策の提言・指導など、関係諸官庁・各機関と緊密な連絡を取りながら、時宜にかなったタイムリーな研修会等を実施した。

1 調査研究

警備業務を通じて「犯罪等に強い社会の構築」の実現を目指すとともに、警備業務の適正運営に資するため、犯罪の発生状況、警備業の実態、警備料金実態、労働災害等についての情報を関係諸官庁の資料等を通じて収集し、その活用に努めた。

(1) 犯罪抑止対策の検討

警視庁がとりまとめた「平成 25 年東京の犯罪情勢」「平成 25 年警備業の実態と指導強化推進状況」「平成 26 年警備業者に対する立入検査の実施結果について」等の資料を参照したほか、各種研修会等の機会をとらえて警視庁担当官から犯罪情勢と犯罪抑止活動等の指導を受けるなど、犯罪抑止対策についての検討を行った。

(2) 相談等の受理

当協会事務局への来訪や電話により、警備業法、労基法、労働者派遣法に係る相談、検定等に関する問い合わせがあった。近年は特に各種法令違反により行政処分が科せられる事案が増加傾向にあるところから、事務局職員が通常業務を通じて、適正な対応に努めた。

(3) 事件・事件事例等から問題点等の対応

警備員による不適切事案、労働災害等による死傷事案については、警視庁及び関係機関の公表や報道内容等により実態を把握し、研修会等でその周知と注意喚起に努めたほか、機関紙「とうけいきょう」や協会ホームページを利用して情報提供に努めた

(4) オリンピック等への対応

招致委員会が IOC へ提出したレポートには、民間警備員 14,000 名を確保して警備の万全を期すとの記載があり、適正な警備を行うためには解決しなければならない問題点が山積している。オリンピック等警備業務準備委員会において情報収集・広報、共同企業体設立、兵站等、警備業務の各分科会に分かれて問題点の抽出とその解決策についての検討を行った。

(5) 大規模災害等発生時の対応等の研究

大規模災害発生時に的確に対処するため「災害時支援協定」に基づく活動要領等に沿った訓練を実施したほか、機関紙「とうけいきょう」において「首都直下地震に備えよう」とする連載を掲載して発災時対策の情報を提供している。

2 適正業務指導

平成 25 年中の行政処分件数は 29 件と過去最高を記録したことから、適正な警備業務の実施についての指導が強く求められる状況であった。このため、警備員指導教育責任者研修会には約 1,200 名の受講者を集め、集中的な研修会を実施したほか、警備業務に関係する労働関係法令の改正に伴う研修会、社会保険問題への取り組みなどについて、更に見識を深める研修会を実施した。また、労災事故を防止する観点から鉄道業界の取り組みを視察したほか、労働災害防止の観点から専門医を招致しての研修会を開催するなど、時宜を捉えて適正業務に向けた指導が行われた。

(1) 警備員指導教育責任者研修会

警視庁から講師を招き、会員・非会員を問わず警備会社の経営者及び警備員指導教育責任者等の教育幹部を対象として実施する研修会である。昨年度はみらい

座池袋(豊島公会堂)と当協会研修センターで3回に分けて実施したが、平成26年度は実施の効率化を図るため、初めて練馬文化センターにおいて1回で実施したところ、約1,200名が受講した。警視庁の担当官からは、「適正な警備業務のあり方」「警備業務の現状と課題」についての講演があり、立入検査の留意点に話が及ぶと受講者は熱心にメモを取って聴講していた。

(参加者 約1,200名)

(2) 施設警備業務経営者等研修会

主として施設警備業務を営む各社の経営者等を対象として、9月19日に当協会3階研修センターにおいて実施した。警視庁の担当官から「警備業務の現況と適正業務」について講演があった後、東京労働局雇用均等室地方育児・介護休業指導官の鞆木一恵氏から「次世代法・パートタイム法改正の概要」についての講演があり、参加者は熱心に聴講した。

(参加者 103名)

(3) 交通誘導警備業務経営者等研修会

主として交通誘導警備業務を営む各社の経営者等を対象に、9月17日に当協会4階研修センターにおいて実施した。国土交通省建設市場整備課の屋敷次郎課長から「社会保険問題の取り組みについて」と題する講演があり、警視庁担当官から「警備業務の現況について」の講演を聴講した。また、当協会警備料金適正化ワーキンググループの担当理事から「ワーキンググループの活動状況について」と題して標準見積書の作成など、1年間の活動報告がなされた。

(参加者 110名)

(4) 機械警備業務管理者研修会

機械警備業務を営む各社の管理者を対象に、7月11日に福島県白河市にあるJR東日本総合研修センターで視察研修を実施した。過去の鉄道事故の教訓を生かし、鉄道業界で行われている先進の安全教育を視察することができ、意義深い研修となった。

(参加者 32名)

(5) 輸送警備業務管理者研修会

輸送警備業務を営む各社の管理者を対象に、7月29日に当協会8階の第2研修センターで実施した。講師には日本赤十字社医療センター脊椎整形外科部長久野木順一博士を招致し、「腰痛の原因、治療、予防」について専門医の立場からの講演を聴講した。輸送警備業務では、重い荷物を搬送することから腰痛持ちの警備員が多いため、大変参考になる研修であった。

(参加者 77名)

3 「オリンピック等警備業務準備委員会」の立上げ及び調査研究

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、大会組織委員会が立上げられ活動を開始しているが、当協会においても来るべき競技大会における各種警備業務を完遂させるため、情報収集や必要な調査研究を行うための準備委員会を設置して、毎月1回定例の準備委員会を開催して基礎的な調査研究を開始

した。

(1) 「オリンピック等警備業務準備委員会」の立上げ

警備業界の大手4社及び東警協各地区並びに施設警備業務と交通警備業務の各グループからそれぞれ要員を抽出して準備委員とし、東警協アドバイザーと警視庁OBのオブザーバー2名のほか、警視庁生活安全総務課担当官、警視庁オリンピック競技大会総合対策本部担当官、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会警備局担当者を加えたメンバーにより準備委員会を立上げ、毎月1回の委員会を開催して、諸準備を進めることとした。

(2) オリンピック等警備業務に係る諸準備

オリンピック等警備業務の受注については、14,000名の民間警備員による警備体制を想定すると、共同企業体(JV)の設立により警備員を確保することが必要とされる。このため、当面は準備委員会において基礎的な調査研究を進め、今後1～2年のうちには東警協会長を委員長、各理事を委員とするオリンピック等対策委員会に引き継いで基盤を固め、大会開催前には共同企業体を設立してオリンピック等警備業務を受注させることを目途としている。

(3) 分科会の設置と組織委員会への要員の派遣

オリンピック等警備業務準備委員会に「情報収集・広報」「共同企業体設立」「兵站等」「警備業務」の各分科会を設置し、分科会ごとにそれぞれの担当分野で調査研究を進めている。また、平成26年11月から大手4社から6名の人員の抽出を受け、当協会会長から委任状を交付して大会組織委員会警備局へ派遣している。

IV 災害対策支援事業

(定款上の事業～第4条第1項第6号「災害時支援体制の確立に関する事業」)

東日本大震災の発生から既に4年を経過して、被災地の復興もかなり進んでいるが、被災県において災害時支援協定がうまく機能しなかった経験を生かし、今後首都直下地震が発生した際、実効性のある支援体制を構築していく必要があることから、次のような事業を行った。

1 環境構築

災害時支援協定の新活動要領に基づき、環境構築を進めてきたが、これまでに全会員の4割弱の業者が災対加盟として協定書を締結し、1,000名を上回る警備員が支援要員として登録された。

2 研修会・訓練等の実施

(1) 登録警備員災害対策訓練

災害時支援協定に基づく登録警備員の災害対策訓練が5月2日に東京都警備業協会において実施された。参集訓練は8支部から登録警備員200名が招集され、

協会所属の特別講習講師や協会役員等合計 258 名の要員が集まって、視聴覚教養、AED 訓練、三角巾訓練等に取り組んだ。

(2) 東京都合同総合防災訓練

東京都・杉並区合同総合防災訓練が、8 月 30 日に都立和田掘り公園で実施された。東京湾北部を震源としたマグニチュード 7.3 の首都直下地震が発生したと想定して取り組んだ訓練に、当協会からは 91 名の警備員と、災対委員、協会講師など合計 135 名が参加し、交差点等における交通整理誘導訓練を実施した。

(3) 電話連絡網招集伝達訓練

災害時支援協定に基づき、「訓練震災出動が発令されました。指定された警察署に参集してください。」という内容の電話伝達訓練を 2 回実施した。9 月 1 日の訓練では最短 8 分、最長 30 分で伝達終了となったが、1 月 19 日実施の訓練では最短 6 分、最長 17 分と大幅に短縮されて訓練が終了した。

(4) 警視庁災害警備総合訓練の視察

警視庁では、他道府県警、関係機関団体等と連携し、地震災害、風水害等の発生における装備資器材を駆使した各種対処要領等の実践的な訓練を、7 月 1 日に江戸川区篠崎 1 丁目先江戸川河川敷において実施した。当日は、災対委員会委員 20 名と事務局員が総合訓練会場を視察し、今後の大地震発生時の対応要領について参考とした。

V 表彰等事業

(定款上の事業～定款第 4 条第 7 号「警備業務の環境向上に関する事業」、第 8 号「警備員及び警備業務に関し功労のあった者に対する表彰事業」、第 9 号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

警備業務の環境向上に関する事業として労災事故防止や勤務環境の改善などを推進したほか、警備員及び警備業務に関し功労のあった者を表彰するなど、業界全体で取り組む必要のある事業を推進した。

1 検定合格率等向上推進対策

適正な警備業務を提供していくためには、より多くの検定合格警備員を輩出して、配置基準の有無にかかわらず警備現場に配置する必要がある。しかし、特別講習の合格率が伸び悩み、会社の教育費用がかさんでいる現状を解消させるため、協会独自の事業として会員限定の「0（ゼロ）からの挑戦塾」を次のとおり実施した。

・ 施設警備業務 2 級特別講習受講対象者	5 回	62 名
・ 交通誘導警備業務 2 級特別講習受講対象者	3 回	42 名
・ 雑踏警備業務 2 級特別講習受講対象者	2 回	14 名
	合計	10 回 118 名

受講者アンケートでは、9 割以上の受講生が検定取得のため何をやればよいか理

解できたと回答しているところから、合格率の向上を目指し、平成 27 年度も継続実施することとしている。

2 功労者に対する表彰事業

表彰細則に基づき警備業功労者表彰、警備業教育関係等功労者表彰、その他の表彰等について次のとおり感謝状等の贈呈を行った。

(1) 優良警備員表彰

会員会社の警備員として相当期間勤続し、その勤務成績が優秀で他の模範と認められる警備員を対象として、10月29日に銀座ブロッサムにおいて優良警備員表彰式を実施した。来賓として警視庁生活安全総務課長、東京消防庁防火管理課長、全警協専務理事を来賓として招き、祝辞を頂いたのち会長から代表受賞者に対して表彰状等が授与された。受賞対象者は1級118名、2級433名の合計551名であった。

(2) 警備員教育功労者等表彰

5月23日にグランドアーク半蔵門における定時総会終了後、意見交換会の席上において表彰が行われ、警備業功労者表彰として個人2名、警備業教育関係等功労者として個人3名、団体3社に会長感謝状と記念品を贈呈した。

また、平成27年1月21日にグランドアーク半蔵門における新年互礼会の席上で、警備業功労者として個人4名（うち1名は産業安全・労働衛生功労者）、警備員教育関係等功労者として個人4名、団体1社に会長感謝状と記念品を贈呈した。

(3) その他の表彰

例年、全警協では労働安全衛生、労働災害防止に関する論文、ポスター、標語を募集しているが、当協会では応募作品を取りまとめ、優秀作品を選出して全警協へ推薦したが、平成27年2月27日に行われた業務適正化推進大会の席上で推薦された論文・ポスター・標語各3名のほか、標語の優秀作品9名に対して表彰を行った。

3 労務関係

労働災害防止の機運を醸成し、警備業務の現場で発生する各種事故防止と社会保険未加入問題に端を発した警備料金適正化問題や労務問題に適正に対処するため、次のとおり研修会等を実施した。

(1) 業務適正化推進大会～リスクセミナー2015（労働安全衛生大会）

リスクセミナー2015とサブタイトルを冠した業務適正化推進大会は、平成27年2月27日に東食健保会館で開催された。開会宣言に引き続き、殉職された警備員の方々に哀悼を捧げ、今後も労働災害防止に全力を尽くすという決意を込めて出席者全員が黙とうした。その後、労働災害防止の論文・ポスター・標語の優秀作品に対する表彰が行われた。研修会として三越伊勢丹プロパティデザインの

担当者による「駐車場警備員のおもてなし」、東京労働局労働基準部産業安全専門官による「警備業における労働災害防止対策」の講演があり、研修終了後、大会宣言を採択して労働災害防止への取り込みを誓い閉会した。

(参加者 210 名)

(2) 適正業務研修会（施設警備業務労務管理者研修会）

施設警備業務グループでは 10 月 17 日に適正業務研修会として、警視庁担当官及び(一社)全国警備業協会総務部齋藤次長を招請して、労務管理者研修会を実施した。社会保険未加入問題等について講演があったが、施設警備グループとしては初めての取り組みとなった。

(参加者 120 名)

(3) 適正業務研修会（交通警備業務労務単価実務者等研修会）

交通警備業務グループでは 8 月 27 日に警備料金適正化研修会として、全警協労務管理問題小委員会成瀬委員と全警協総務部齋藤次長を招請して警備料金適正化研修会を開催した。人手不足解消のため、社会保険や福利厚生を整備するため標準見積書を活用して顧客の理解を得て、受注単価を上げていくことが必要であるとの認識を新たにした。

(参加者 102 名)

(4) 警備料金適正化ワーキンググループの活動

業務適正化委員会の下部組織として活動した警備料金適正化ワーキンググループでは、適正な警備料金について顧客の理解を得るための標準見積書を作成し、会員に知らしめるとともに「警備業が抱える深刻な問題に対するご理解のお願いについて」とする依頼文書を作成して関係業界団体へ説明に出向いた。その活動内容については、WG ニュースに取りまとめて発行するとともに、小冊子を作成して全会員へ配布した。

4 東京しごと財団との協働事業

公益財団法人東京しごと財団では、55 歳以上の高年齢者のための就職支援講習を行っているが、平成 26 年度に実施した施設警備スタッフ(3 回)と駐車場スタッフ(1 回)の支援講習について、当協会から講師を派遣したほか、会員企業を募って合同面接会を開催するなど、就職支援事業を協働推進した。

5 その他、会員に限定する活動

(1) 業務別報告会

・ 施設警備業務報告会

2 月 6 日に東天紅上野本店において開催された。白川会長、担当理事の挨拶の後、平成 26 年度の活動結果と平成 27 年度の活動計画が報告され、引き続き研修会が開催された。研修会では、東京しごと財団の参事、警視庁担当官等の講演が行われた。

(参加者 210 名)

・ 交通警備業務報告会

2 月 12 日に東上野のオーラムで開催されたが、白川会長、担当理事の挨拶の後、

総務、教育、業務適正化の各担当委員から活動報告がなされた。引き続き開催された研修会では、警視庁担当官、松下政経塾政経研究所所長等の講演が行われた（参加者 123 名）

- ・ 機械・輸送警備業務報告会

2月10日に九段下のアルカディア市谷で開催された。白川会長、平山専務理事の挨拶の後、平成26年度の活動報告と平成27年度の活動計画について報告が行われた。引き続き開催された研修会では、元東京オリンピック・パラリンピック招致委員会事務総長の水野正人氏の講演が行われ、講演終了後白川会長から水野氏に対して感謝状が贈呈された。（参加者 92 名）

(2) 地区別報告会

新宿地区は5月27日に新宿ワシントンホテルにおいて67名参加、中央地区は6月5日に銀座ブロッサムにおいて50名参加、千代田地区は平成27年2月18日にアルカディア市谷において54名参加、北東地区は4月17日に東天紅上野本店において80名参加、多摩地区は5月14日にセレス立川において55名参加でそれぞれ実施された。

(3) 上級救命講習

上野消防署の協力を得て、5月15日に北東、千代田地区を対象に26名参加、7月17日に新宿、多摩地区を対象に25名参加、9月18日に中央、南西地区を対象に23名参加、11月20日に城南、北西地区を対象に23名参加、平成27年1月15日に全地区対象で38名が参加してそれぞれ上級救命講習が実施され、心肺蘇生法、AED操作法、異物除去と止血法、疾病者の管理法などを習得し、講習修了者に「上級救命技能認定証」が交付された。（受講者延べ5回135名）

(4) 暴力団等反社会的勢力の排除活動

平成21年に「東京都警備業協会暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会」を設立するとともに、暴力団排除関係団体連絡会に加入し、都民に安全・安心を提供する必要性を認識した暴排活動を続けている。

- ・ 東京都警備業協会暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会

対策協議会については、理事会の構成員がそのまま協議会の構成員であることから、2月26日に開催された理事会において対策協議会を開催し、平成26年中の活動結果と平成27年度の活動予定について報告を行った。

- ・ 不当要求防止責任者講習会の開催

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項に規定する不当要求防止責任者講習として、警視庁及び公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターから講師を招き、当協会研修センターにおいて6月26日に67名、8月19日に51名、10月16日に43名がそれぞれ受講して講習会を開催した。基本的な対応や有事の心構えなどについて研修が行われ、講習受講者には受講修了書が交付された。（受講者延べ3回161名）

- ・ 暴排活動行事への参加

7月9日にホテル・ルポール麴町で開催された平成26年度暴力団排除関係団体連絡会総会に事務局員が出席、11月7日に日比谷公会堂で開催された第23回暴力団追放都民大会に事務局員が出席した。

(5) 適正業務パトロール（交通警備業務）

春は、4月6日から15日までの間、業務適正・安全パトロールを実施した。参加会社96社、1,215現場（2,948ポスト、警備員数3,345名）について実施したところ、保安柵・標識の設置状況、歩車道の区分については改善傾向にあると認められた。

秋は、9月21日から9月30日に行われ、87社、787現場（2,269ポスト、警備員数2,645名）について実施したが、建築現場に比べ土木現場にポスト数及び警備員数の不足が多く認められる結果となった。

(6) 警視庁との意見交換会（交通警備業務）

4月22日の意見交換会では、道路使用許可証（指導事項）への配置路線に対する項目の記載と、神奈川県警の警備員実刑判決事案を踏まえて今後の交通誘導警備業務の考え方について意見交換された。10月27日は、道路使用許可証の記載についてその後の進捗と、配置基準及び立入結果を踏まえて意見交換が行われた。

VI 書籍等販売事業

（定款上の事業～定款第4条第9号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」）

警備員の教育図書として、次のとおり警備関係図書等の販売を行った。

・ 警備業法の解説	1,456冊
・ 警備員指導教育責任者講習教本	3,989冊
・ 警備員指導教育責任者講習問題集	1,178冊
・ 警備員必携	1,001冊
・ 施設、交通、雑踏、貴重品問題集	2,056冊
・ その他の書籍等（ビデオ,DVD含む）	6,371冊（点）
合計	16,051冊（点）